

相続に関するお手続きのご案内



ご親族のご逝去に接し、こころよりお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになられた方の、ご預金等のお支払に関する手続きについて説明してまいりますので一読していただきたく存じます。

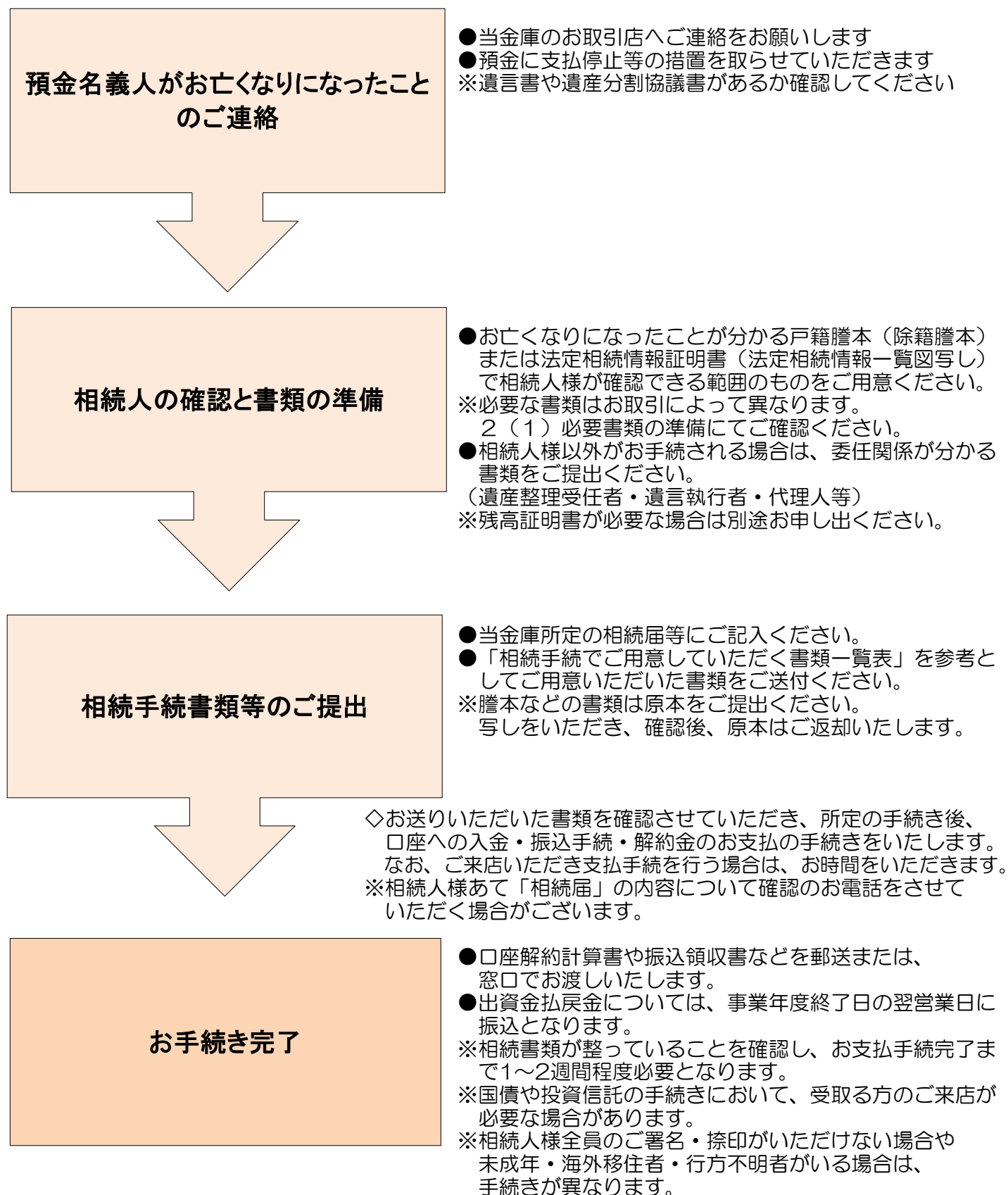
なお、ご不明な点がございましたらお取引店の窓口にお問い合わせください。

受付時間：平日（月～金） 9：00～15：00

電話：平日（月～金） 9：00～17：00（お取引店まで）

足立成和信用金庫

1. 相続のお手続きの流れ



2. 相続手続の準備

窓口・電話等で相続が発生した旨連絡いただいた場合、お支払い手続きの流れに基づき手続きを進めさせていただき相続人様宛に必要な書類をお送りいたします。

(1) 必要書類の準備

①被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本

- ・亡くなられた方が生まれてから亡くなられた日までのもの
結婚にて別戸籍や養子縁組により別戸籍に編入、転籍、家督相続、分家などある場合、昭和32年法務省令により新戸籍再編ある場合、平成6年法務省令51号による改製などある場合はそれぞれの前後の戸籍謄本等が必要です。
- ・兄弟姉妹の方が相続人となられる方は、亡くなられたご両親の生まれてから亡くなられるまでの戸籍謄本が必要です。

②相続人様の戸籍謄本

- ・相続人様全員の現在の全部事項証明書・戸籍謄本
(被相続人様と同一の戸籍で確認できる方は不要です。)

③ ①②に変わるものとして法務局発行の法定相続情報証明書（法定相続情報一覧図の写し）

④相続人様全員の印鑑証明書

（預金取引、出資金は発行後6ヶ月以内・融資取引がある場合は発行後3ヶ月以内）

⑤通帳、証書、キャッシュカードなど

⑥当金庫の相続届（兼相続出資金同意書）に必要な事項を記入していただきます。

戸籍謄本は戸籍のある区市町村で入手できます。また、最寄りの区市町村の窓口で

請求できる場合もあります。詳細は、当該の区市町村にお問い合わせください。

「相続手続でご用意していただく書類一覧表」（様式18）を参照下さい。

(2) 相続人様全員で相続届を記入

①遺言書や遺産分割協議書がない場合は、相続人様全員で相続届へ記入する。ただし、遺言書や家庭裁判所の審判書がある場合は全員の記入が不要となる場合があります。（但し原本必要です）

②裏面、顧客結合照会票に実印にて割印をして下さい。（貼付された場合のみ）

(3) 窓口または郵送でご提出願います。

①原則お取引店に提出してください。（郵送〔簡易書留など〕での受付も可能です）

お取引店が遠方の場合、お近くの支店にてお取次も承ります。

②ご提出される際に、預金等の相続手続をされる代表の方（取得される方・代理受領される方）は実印を持参し来店をお願いする場合がございます。

③それぞれの事情により日数を要する場合がございます。

3.戸籍謄本等について

(1) 被相続人の戸籍謄本について

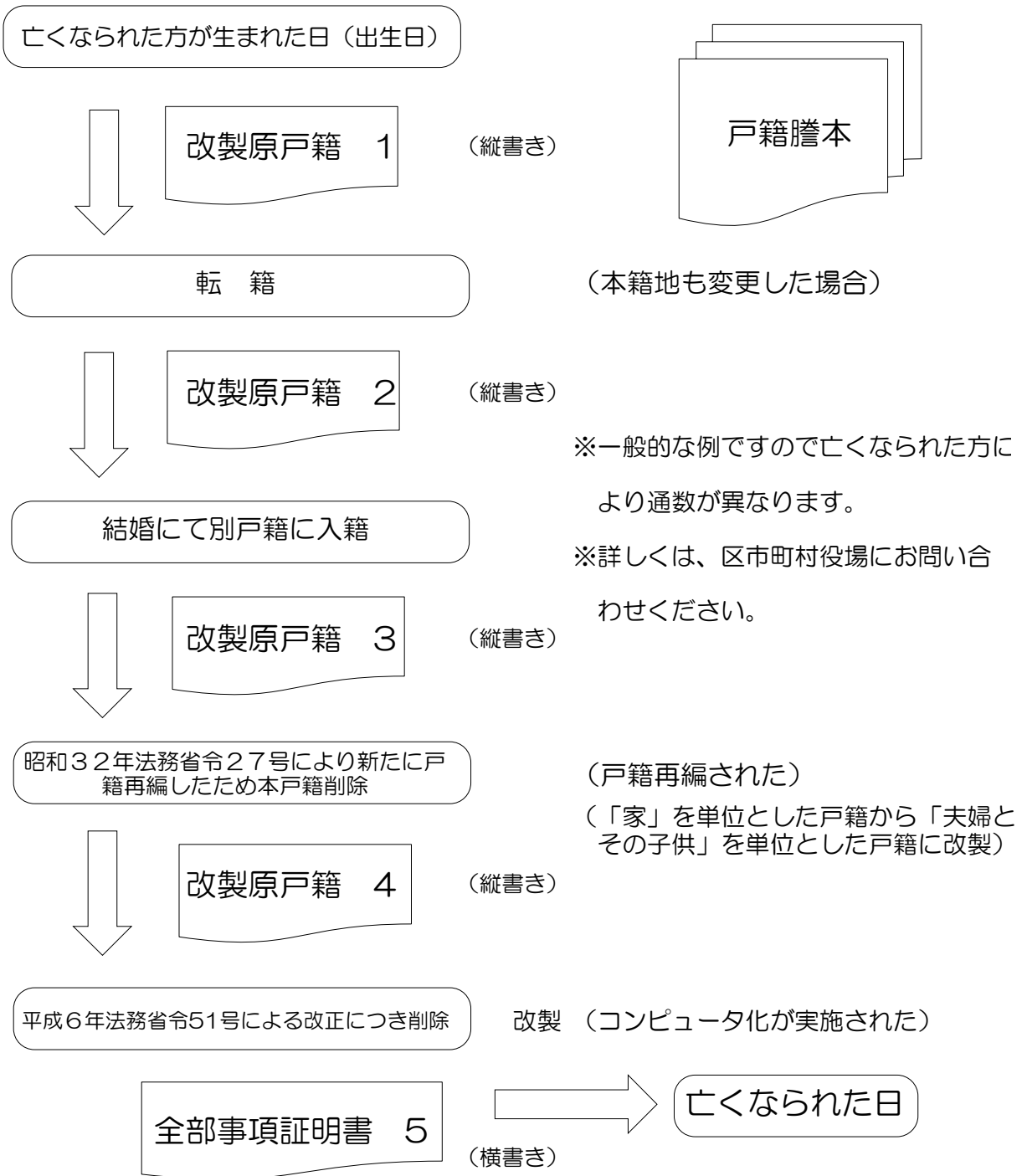
お亡くなりになられた被相続人様の相続財産は、相続人全員の共有財産となるため、相続人の方を正確に把握するためお亡くなりになられたお客様の出生～死亡までを連続して確認できる戸籍謄本等のご提出が必要になります。

「戸籍謄本」は、戸籍のコンピュータ化（戸籍の改製）の前後で、呼び名が異なります。改製前は、「改製原戸籍」、改製後は、「全部事項証明書」の名称で発行されます。

本籍地を一度も変えていない方でも、複数枚の戸籍が必要な場合もありますのでご注意ください。

※相続手続きに必要な「戸籍謄本」と「法定相続情報一覧図」を登記所（法務局）に提出することにより法定相続情報証明書（法定相続情報一覧図写し）を入手することが可能です。

【主な戸籍の変更理由】



4.相続届（兼相続出資金同意書）について

※相続届には原則、相続人の皆様が全員直筆で署名し、それぞれのご実印を押捺して下さい。

相続のケース	必要書類（原則原本）	相続届への記入・者捺印者
(1) 相続人様の間で協議による場合	①亡くなられた方の生まれてからお亡くなりになるまでのすべての期間の戸籍謄本または法定相続情報証明書（法定相続情報一覧図写し） ②相続人様全員の印鑑証明書 （預金取引、出資金は6ヵ月以内・融資取引がある場合は3ヵ月以内）	相続人様全員
(2) 「遺産分割協議書」が作成される場合	①亡くなられた方の生まれてからお亡くなりになるまでのすべての期間の戸籍謄本または法定相続情報証明書（法定相続情報一覧図写し） ②相続人様全員の印鑑証明書 （預金取引、出資金は6ヵ月以内・融資取引がある場合は3ヵ月以内） ③「遺産分割協議書」	当金庫の預金を相続する方
(3) 遺言書に基づく場合	①亡くなられた方の戸籍謄本（除籍謄本）または法定相続情報証明書（法定相続情報一覧図写し） ②当金庫の預金を相続する方の印鑑証明書 （預金取引、出資金は6ヵ月以内・融資取引がある場合は3ヵ月以内） ③「遺言書」 自筆証書遺言の場合は、「家庭裁判所の検認書」の添付が必要となります 公正証書遺言は不要です	当金庫の預金を相続する方
(4) 遺言執行者、遺産整理受任者がいる場合	①執行者・受任者様の印鑑証明書 （預金取引、出資金は6ヵ月以内・融資取引がある場合は3ヵ月以内） ②執行者・受任者様が確定できる書類 （家庭裁判所の選任による場合は、選任に関する「審判書」） ③相続ケース（2）、（3）の書類	遺言執行者他

※相続の内容によりご提出していただく書類が異なり、追加させていただくこともありますので承願います。

(5) 相続人の中に未成年者がいる場合

- ・家庭裁判所に特別代理人を選任してもらい特別代理人を相手方として手続きを取らせていただきます。
- ・親権者が相続人でない場合は、親権者を代理人として手続きを取ってください。
- ・未成年者に親権者がいない場合、後見人と手続きをいたします。
- ・特別代理人の印鑑証明書、家庭裁判所の審判書を提出していただきます。

（相続届には未成年者の代理で特別代理人にご記入いただきます。）

(6) 相続人で海外居住者がおられる場合

- ・印鑑証明書のかわりに「署名証明」を提出していただきます。

(7) 国債・投資信託などの相続については別途必要な書類に署名捺印をいただきますので、代理受領者・

遺言執行者のご来店をお願いいたします。

(8) 各種ローンを利用の場合は、別途ご案内させていただきます。

(9) 出資金の相続加入の場合、別途手続きをお願いする場合があります。

相続手続きでご用意していただく書類一覧表

足立成和信用金庫

	必要書類（確認資料）	書類内容の説明	入手先	確認欄
1	お亡くなりになった お客さまの戸籍謄 本・除籍謄本・改製 原戸籍謄本など 【法定相続情報証明 書（法定相続情報一 覧図写し）】	①戸籍謄本 生まれた時からお亡くなりになっ たときまでのもの	本籍地のある市区町 村役場 【法務局】	☐
		②除籍謄本 「改製」「婚姻」「転籍」「分 家」「家督相続」などがある場合 は、戸籍簿が新しくなっているの で、それ以前の戸籍謄本		☐
		③改製原戸籍謄本 「改製」「昭和32年法務省令第27 号により昭和〇〇年〇〇月〇〇日改 製」と記載があります。 「平成6年法務省令第51号第2条1項に よる改製」と記載の場合も必要		☐
2	相続人様の戸籍謄本 【法定相続情報証明 書（法定相続情報一 覧図写し）】	相続人全員の現在の戸籍謄本 但し、被相続人様と同一の戸籍で確 認できる方は不要です。		☐
3	相続人様の印鑑証明 書 （預金取引、出資金は発行日 から6ヵ月以内・融資取引が ある場合は発行日から3ヵ月 以内） 及び実印・取引印	①相続人全員の印鑑証明書 ②海外に居住している方で印鑑証明 書が取得できない方 その居住している国の大使館・領 事館で発行する署名証明 ③名義書替の場合に取引印	現住所の市区町村役場 お客様	☐
4	相続届 （相続出資金同意 書）	相続人全員の自署・捺印が必要 ・葬儀費用払出しに関する念書 などケースバイケースにより必要な 書類があります	当金庫窓口、郵送	☐
5	《預金の場合》 通帳・証書・キャッシュ カード・カードローン・当 座預金（小切手、手形） 《貸金庫の場合》 鍵・カード 《出資金》 出資証券（無くとも可）	《別途、解約届が必要です》 貸金庫・出資金・マル優・当座預 金・I B・国債・投信・両替機専用 カードなど	お客様	☐
6	遺産分割協議書 （遺産分割協議書が ある場合）	相続人全員により作成されている場 合	お客様	☐
7	遺言書（原本） （遺言書がある場 合）	遺言書・遺言検認調書謄本 （公正証書遺言の場合検認調書は不 要） 遺言執行者選任審判謄本 （遺言書で遺言執行者が選任されて いる場合は不要）	お客様	☐
8	調停調書・審判書 （遺産分割調停、審 判があった場合）	家庭裁判所の調停または審判があっ た場合 （調停証書製本または謄本） 審判書製本または謄本及び審判確定 証明書をご提示ください。	お客様	☐
9	その他必要書類	・相続人代表者様本人確認書類 （運転免許証、個人番号カード等） ・振込先情報（通帳等）		☐

※当金庫で必要な書類は、相続の内容により異なりますので追加する場合がございます。